## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号() )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項 : 再検討が必要(「,」に該当するもの除く)と判断し、規制シートの作成対象とす項 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への	内閣府での		近来的哲に関する事実所原を確認する事項		所管	所管省庁の検討結果			
管理番号	受付日	検討 要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等		官庁	制度の現状 該当法令		置の 措置の概要(対応策)	_ 会議に おける再検 討項目
280720003	27年 11月2日	27年 12月9日	28年 7月20日	グルルオブ企るタイト がいまかい がいまい はない はない はない はない はない はない はない はない はない はな	グループ企業内での従業員の転籍時に、当該従業員の同意があれば、当該従業員のマイナンバーを旧雇用主から新雇用主に受け渡すことを可能にする法的枠組みの導入。 グループ企業内になどに出向・転籍する際、出向・転籍元の事業者と出向・転籍先の事業者間において個人番号間係事務の一部を委託契約・代理契約を交わ、、従業員から番号の告知を受け、本人体認を行った上で、出向・転籍元の事業者が改めてみ人権認を行った上で、出向・在籍先の事業者に持定個人情報を提供することが認められている(内閣管房のFOA/Q4-5-1nittp://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faa/faq4.html )が、既に転籍元会社で集め、転籍元会社で策め、転籍元会社で策め、転籍元会社で策め、転籍元会社で策め、転籍元会社で第一次の管理下にあるマイナンバーの収明には、当然本人確認をする必要もあるため、本人から直接ナンバーの通知を受けると同時に、本人確認用資料の提出を受ける必要もあり、そのために相当煩雑な事務作業が収め、特に昨今は労働契約系維法をもとに転籍を実施するケースも多くなっているが、系維法を活用して転籍を実施するか、あるいは承維法を活用せずに社員個々人から個別に転籍の同意を得る形式にするかは、分割に関与する会社間の協議により決定される事項であり、協議の最終段階になって承継法を活用といの結論に至るケースもいるで散見されるため、承継法を活用するケース、活用しないケース双方において一連の転籍実務を支援できるよう規制緩和を検討願いたい、より効率的な転籍事務作業が可能になる。	電子情報技術 産業協	内閣府	雷号法においては、番号法第19条各号に定める場合を除いては、マイナンパー付の情報の提供をしてはならないにとされています。なお、個人情報保護委員会が定めるガイドラインにおいては、ご指摘のような場合について、「同じ系列の会社間等で従業員等の個人情報を共有データペースで保管しているような場合、にいれば、共有データペースで保留しているな場合、後漢員等が現在政業している会社のファイルにのみその個人番号を登録し、他の会社が当該個人番号を参照できないようなシステムを採用していれば、共有データペースに同人番号をおいた「は、本人の意思に基づく操作により出向先に移動させる方法をとれば、本人が新たに個人番号と出向先に提供したものとみなずことができるため、提供制限には違しないものと解される。なお、この場合には、本人の意思に基づかない不適切な組入番号の提供が行われないよう。本人のアセス及び議会において安全管理措置を譲ずる必要がある。また、本人確認については、「行政手続における特定の個人を識別する方法を指していて安全管理措置を譲ずる必要がある。また、本人確認については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則、(平成26年内閣府・総務省令第3号、以下「番号法施行規則」(平成26年内閣府・総務省令第3号、以下「番号法施行規則」(平成26年内閣府・総務省令第3号、以下「番号法施行規則」という、第4条又は代理人が行う場合は同様行規則報の任徒とで手続を養備しておけば、本人確認と信任事務を効率的に行うことが可能と解される。」とされています。	条 対応	番号法においては、マイナンパーを利用・提供できる事務は決まっており、これらの事務を行う者の責務も明確になっています。したがって、仮に本人の同意があったからといって、個人情報の保護の観点から、法令で規定されている以外の場合にマイナンパーの利用・提供を行うことは出来ません。 他方で、個人情報保護委員会がガイドラインにおいて示している方法等により、法令と実務との協調にも配慮しているため、その範囲で対応いただきたいと思います。	7.76
280720005	27年 12月7日	28年 1月27日	28年 7月20日	民間企業にお けるマイナン ボーの利い 拡大について	[提案の具体的内容] 安全措置基準、を緩和し、一定の情報セキュリティ条件を満たせばマイナンパーを企業においてIDとして活用できる施策を講じていただきたい。 [提案理由] ・規制の現状> ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン・第4章にて記載。「個人番号を利用できる事務については、番号法によって限定的に定められており、事業者が個、番号を利用するのは、主とて、海泉徴収票及び社会保障の手続書類に従業貞等の個人番号を記載して行政機関等及び投資保障の手続書類に従業貞等の個人番号を記載して行政機関等及び投資保障の手続書類に従業貞等の個人番号を記載して行政機関等及び投資保障の手が書類に従業貞等の個人番号を記載して行政機関等及び健康の「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(案)」では、2010年までに個人番号カード活用シーンが展開されている。そのなかで、2016年4月に「個人番号カード・のパモナンドで民間関数シーが展開をない、1個人番号の上・「の利用シーンは企業にとってメリットが高い、そのなかで、2016年4月に「個人番号カード・のパモナンド・に関係を変化を表して、一般では、その場所が記載されまり、「個人番号を記載している。との場所が記載されまり、「個人番号を記載している機能を基本とない。「個人番号を記述して、本人主、大学が管理すべき情報と同公庁が管理する情報に齟齬が生じないよう。マイナンパーを共通の番号として、一般では、一般では、100番号として、一般では、100番号として、一般では、100番号として、一般では、100番号を記述している。と同じ企業にもの場合を開始を指する世界最先端に関係を民間を表している。と同じ企業にも適用すれば、企業が個別に対応してきたセキュリティなとの基金構築で一定レベルを民間を開始を開始を表するというにある。では、100番号を記述しているの登録を表することができれば、その信憑性が高まる。 ・「場を選集している情報を共有することが想定される。情報管理における脆弱性の回避措置が必須である。	(一社)沿海道 一种经域道 四合会	内房 閣府	番号法においては、ブライバシーの保護の観点から、マイナンバーの利用範囲を制限しており、法令で定められた利用範囲(社会保障・税・ 投害の3分野)以外では利用することが出来ない仕組みとなっています。	श्रंह	番号法においては、ブライバシーの保護の観点から、マイナンバーの利用を社会保障・税・災害の3分野のみに制限しております。 一方で、番号法の別則第6条第1項においては、法施行後3年を目途として、法律の施行の状況等を勘案し、法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を譲じることとしております。 将来的なマイナンバーの利用範囲の拡大については、この附則の規定に基づき、適切に対応されることとなります。 なお、マイナンバーカードの配企業の社員証等としての利用など、マイナンバーカードのにチップの空き領域の活用については、平成28年5月にご総合戦略本部次定された「世界最先端」「国家創造宣言 工程表」に基づき、引き続き関係府省庁と検討を進めてまいります。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号() )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項 : 再検討が必要(「,」に該当するもの除く)と判断し、規制シートの作成対象とす項 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省 庁への 検討		提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	ec me	所管省庁の検討結果				
							所管 官庁	制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	規制改革 会議に おける再検 討項目
280720006	27年 12月7日	28年 1月27日	204	個人事業主 への法人番 号の付番	「提案の具体的内容」 マイナンパー制度の一環として、法人番号が2015年10月以降に付番されるが、会社登記ペース の付番となっまり、未登記の個人事業者に関しては対象外とされる。 個人事業主については法人格は無いものの、商業ペースでは法人扱いをしていることから、法人番号またはそれに準する番号を付番することで、ビジネス上の取引先管理、マーケティングにおける一貫性を確保すべきである。 「提案理由」 「提案理由」 「提案理由」 「過人事業主に対しては付番対象外とされている。 <要望理由と個人事業主に対しては付番対象外とされている。 <要望理由と個人事業主に対しては付番対象外とされている。 (可能力を表しているというでは、法人番号の付番対象から外れるため、事業主の個人番号、一部別・特定とさるを得ない。しかしながら、個人番号は用途が税・社会保障、災害対策の3分野に限られるため、ビジネス上の取引先管理やマーケティングを利用することができず、商取引における取引先の識別・特定や名等は等への利用が実質的に不可能であり、実務上の不都合を生じることが懸念される。 く要型が実出し場合の効果・	団体理 合会	内閣府	番号法42条第1項において、法人番号の付番対象は「法人等(国の機関、地方公共団体及び会社法(平成十七年法律第八十六号)その法令の規定により設立の登記をた法人変がにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団者しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの(以下この条において、人格のない社団等という。)であって、所得稅法第三百三十条、法人稅法(昭和四十年法律第三十四、万、第百四十八条、第百四十八条、若し田十五十条又は消費稅法(昭和六十三年法律第百八号)第五十七条の規定により届出書を提出することともれているもの)」とされており、個人事業主はその対象となっておりません。	番号法42条第1 項	検討を予定	個人事業主への付番については、「世界最先端!T国家創造宣言工程表(平成28年5月20日改定),において、中長期的な課題として、「個人事業主及び法人の支店又は事業所への付番のニーズの洗い出し、実現方法の検討、を行うこととされており、これに従って検討を行います。	